

# 環境農林水産常任委員会資料

令和7年6月18日～6月19日

農政水産部

## 目次

|                                   | ページ   |
|-----------------------------------|-------|
| I 予算議案                            | 3-19  |
| □ 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）     |       |
| II 特別議案                           | 20-25 |
| □ 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例    |       |
| □ 議案第10号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例   |       |
| III 報告事項                          | 26-31 |
| □ 令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書              |       |
| □ 令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書              |       |
| IV その他報告事項                        | 32-49 |
| □ 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の策定について  |       |
| □ 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の策定について |       |
| □ 次期指定管理候補者の選定について                |       |

# I 予算議案

## 【議案第1号】令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）

（単位：千円）

| 区分        | 令和7年度      |         |        |       |         |            | 令和6年度      |            |
|-----------|------------|---------|--------|-------|---------|------------|------------|------------|
|           | 補正前の額      | 補正額     | 財源内訳   |       |         | 補正後の額      | 当初予算額      | 最終予算額      |
|           |            |         | 国庫支出金  | その他特定 | 一般財源    |            |            |            |
| 農政水産部     | 43,458,599 | 614,042 | 70,693 | 0     | 543,349 | 44,072,641 | 42,864,192 | 43,191,402 |
| 一般会計      | 43,285,074 | 614,042 | 70,693 | 0     | 543,349 | 43,899,116 | 42,628,289 | 42,994,518 |
| 農政企画課     | 1,827,291  | 0       | 0      | 0     | 0       | 1,827,291  | 1,836,280  | 1,718,479  |
| 団体指導検査課   | 484,427    | 0       | 0      | 0     | 0       | 484,427    | 542,468    | 433,431    |
| 農業流通ブランド課 | 894,305    | 0       | 0      | 0     | 0       | 894,305    | 461,637    | 1,012,754  |
| 農業普及技術課   | 4,374,197  | 0       | 0      | 0     | 0       | 4,374,197  | 4,136,828  | 4,059,055  |
| 農産園芸課     | 2,283,991  | 70,693  | 70,693 | 0     | 0       | 2,354,684  | 1,859,910  | 1,548,706  |
| 畜産振興課     | 7,438,330  | 543,349 | 0      | 0     | 543,349 | 7,981,679  | 7,842,264  | 5,972,909  |
| 家畜防疫対策課   | 1,029,238  | 0       | 0      | 0     | 0       | 1,029,238  | 1,012,525  | 988,567    |
| 農村計画課     | 1,604,614  | 0       | 0      | 0     | 0       | 1,604,614  | 2,358,187  | 2,233,349  |
| 農村整備課     | 14,385,940 | 0       | 0      | 0     | 0       | 14,385,940 | 14,329,034 | 14,865,547 |
| 担い手農地対策課  | 3,590,614  | 0       | 0      | 0     | 0       | 3,590,614  | 3,177,654  | 3,179,304  |
| 水産政策課     | 1,694,098  | 0       | 0      | 0     | 0       | 1,694,098  | 1,510,982  | 2,850,077  |
| 漁業管理課     | 3,678,029  | 0       | 0      | 0     | 0       | 3,678,029  | 3,560,520  | 4,132,340  |
|           |            |         |        |       |         |            |            |            |
| 特別会計      | 173,525    | 0       | 0      | 0     | 0       | 173,525    | 235,903    | 196,884    |
| 水産政策課     | 173,525    | 0       | 0      | 0     | 0       | 173,525    | 235,903    | 196,884    |

# 【議案第 1 号】令和 7 年度宮崎県一般会計補正予算（繰越明許費）

| 款            | 項     | 事業名      | 金額（千円）  |
|--------------|-------|----------|---------|
| 農 林 水 産 業 費  | 農 地 費 | 公共土地改良事業 | 921,000 |
| 農政水産部 計 1 事業 |       |          | 921,000 |

## 【議案第 1 号】令和 7 年度宮崎県一般会計補正予算（債務負担行為の変更）

| 事 項                              | 変 更 前             |              | 変 更 後             |              |
|----------------------------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
|                                  | 期 間               | 限 度 額        | 期 間               | 限 度 額        |
| （畜産振興課）<br>令和 7 年度畜産特別資金融通事業利子補給 | 令和 7 年度から令和32年度まで | 千円<br>23,105 | 令和 7 年度から令和32年度まで | 千円<br>56,350 |

| 区分        | 令和 7 年度     |         |         |       |      |             | 令和 6 年度     |             |
|-----------|-------------|---------|---------|-------|------|-------------|-------------|-------------|
|           | 補正前の額       | 補正額     | 財源内訳    |       |      | 補正後の額       | 当初予算額       | 最終予算額       |
|           |             |         | 国庫支出金   | その他特定 | 一般財源 |             |             |             |
| 農産園芸課 計   | 2, 283, 991 | 70, 693 | 70, 693 | 0     | 0    | 2, 354, 684 | 1, 859, 910 | 1, 548, 706 |
| 一般会計      | 2, 283, 991 | 70, 693 | 70, 693 | 0     | 0    | 2, 354, 684 | 1, 859, 910 | 1, 548, 706 |
| （款）農林水産業費 | 2, 283, 991 | 70, 693 | 70, 693 | 0     | 0    | 2, 354, 684 | 1, 859, 910 | 1, 548, 706 |
| （項）農業費    | 2, 283, 991 | 70, 693 | 70, 693 | 0     | 0    | 2, 354, 684 | 1, 859, 910 | 1, 548, 706 |
| （目）農業総務費  | 198, 367    | 0       | 0       | 0     | 0    | 198, 367    | 190, 959    | 194, 672    |
| （目）農作物対策費 | 2, 083, 461 | 70, 693 | 70, 693 | 0     | 0    | 2, 154, 154 | 1, 666, 788 | 1, 351, 871 |
| （目）食糧管理費  | 2, 163      | 0       | 0       | 0     | 0    | 2, 163      | 2, 163      | 2, 163      |

| 目      | 事項     |                    |         |        |                                                                                                                     |         |
|--------|--------|--------------------|---------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|        | 補正額    | 事項名                | 補正前の額   | 補正額    | 説明及び事業名                                                                                                             | 補正後の額   |
| 農作物対策費 | 70,693 | 施設園芸エネルギー対策事業費     | 0       | 6,806  | 化石燃料依存から脱却した産地を確立するため、省エネ技術の推進と高収益施設園芸の産地づくりに要する経費【国庫補助事業実施に伴う補正】<br>1 脱炭素をめざす省エネ型施設園芸技術実証事業<br>（国定額，国1／2 事業主体1／2）  | 6,806   |
|        |        | 主要農作物生産対策事業費       | 14,997  | 25,568 | 多様な米の需要に応じた生産確保に向けた品質向上及び省力低コスト技術の確立、水田フル活用による収益力の向上に要する経費【国庫補助決定に伴う補正】<br>[新] 1 県産大豆生産技術向上事業<br>（国定額，国1／2 事業主体1／2） | 40,565  |
|        |        | みやざき米政策改革推進対策支援事業費 | 241,149 | 15,002 | 需要に応じた米生産や地域振興作物の定着・拡大による生産性の高い水田農業経営を確立するために要する経費【国庫補助決定に伴う補正】<br>1 みやざき水田農業確立推進体制整備事業<br>（国10／10）                 | 256,151 |
|        |        | 特用作物生産改善推進費        | 5,005   | 23,317 | 本県の特産・特用作物等の生産の合理化、経営安定向上を推進し、生産拡大、品質の向上を図るために要する経費【国庫補助決定に伴う補正】<br>[新] 1 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業<br>（国1／2 事業主体1／2）    | 28,322  |

# 新 県産大豆生産技術向上事業

農産園芸課 25,568千円

【財源：国庫】

## 事業の目的

輸入依存度が高く、国産の需要が非常に高まっている大豆の生産基盤強化を図り、安定供給体制の構築を図る。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

- ① 生産性向上の推進 8千円（補助率定額）  
団地化やブロックローテーション等の生産性向上の推進に要する経費を支援
- ② 生産の課題解決に向けた技術等の導入 3,870千円（補助率定額）  
排水対策や多収性品種、スマート農業技術等の導入を支援
- ③ 生産拡大に向けた機械・施設の導入 21,690千円（補助率1／2以内）  
生産拡大に向け、生産性向上や効率化に必要な機械・施設の導入を支援



### (2) 事業の仕組み

①②③

県 → 補助 → 市町村 → 補助 → 再生協議会、農業者の組織する団体等

### (3) 成果指標

生産量 現状（令和5年）178 t → 令和9年 250 t

## 事業の期間

令和7年度



安定供給体制の構築



排水対策



耕うん同時畝立て播種



生産性向上  
生産量の増加

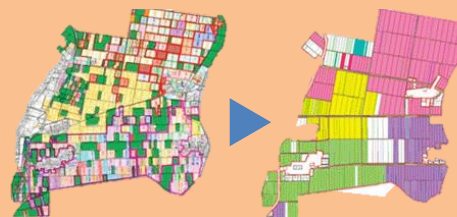
課題解決に向けた  
技術等の導入  
(交付対象取組から選択)

生産拡大に向けた  
機械・施設の導入



自動操舵トラクター  
耕うん同時畝立て播種機

団地化やブロックローテーションの検討



生産性向上に向けた話し合いや研修等の実施

# 新 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

農産園芸課 23,317千円  
【財源：国庫】

## 事業の目的

畑作物の生産性向上及び安定生産、労働力負担軽減等に要する経費を支援する。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

- ① 省力作業機械等導入事業 23,317千円（補助率 1 / 2 以内）  
かんしょの基幹作業の省力化に資する農業機械の導入等に要する経費を支援

### (2) 事業の仕組み

- ① 県 → 補助 → 市町村 → 補助 → 農業者の組織する団体等



### (3) 成果指標

本事業の補助を受けた団体等におけるかんしょの10a当たり労働時間の10%削減  
かんしょ生産量 現状（令和5年）67,237t → 令和12年 80,000t

## 事業の期間

令和7年度

| 区分        | 令和 7 年度     |          |       |       |          |             | 令和 6 年度     |             |
|-----------|-------------|----------|-------|-------|----------|-------------|-------------|-------------|
|           | 補正前の額       | 補正額      | 財源内訳  |       |          | 補正後の額       | 当初予算額       | 最終予算額       |
|           |             |          | 国庫支出金 | その他特定 | 一般財源     |             |             |             |
| 畜産振興課 計   | 7, 438, 330 | 543, 349 | 0     | 0     | 543, 349 | 7, 981, 679 | 7, 842, 264 | 5, 972, 909 |
| 一般会計      | 7, 438, 330 | 543, 349 | 0     | 0     | 543, 349 | 7, 981, 679 | 7, 842, 264 | 5, 972, 909 |
| （款）農林水産業費 | 7, 438, 330 | 543, 349 | 0     | 0     | 543, 349 | 7, 981, 679 | 7, 842, 264 | 5, 972, 909 |
| （項）畜産業費   | 7, 438, 330 | 543, 349 | 0     | 0     | 543, 349 | 7, 981, 679 | 7, 842, 264 | 5, 972, 909 |
| （目）畜産総務費  | 1, 197, 012 | 0        | 0     | 0     | 0        | 1, 197, 012 | 1, 198, 106 | 1, 172, 167 |
| （目）畜産振興費  | 5, 809, 595 | 543, 349 | 0     | 0     | 543, 349 | 6, 352, 944 | 6, 247, 168 | 4, 421, 977 |
| （目）畜産試験場費 | 431, 723    | 0        | 0     | 0     | 0        | 431, 723    | 396, 990    | 378, 765    |

| 目     |         | 事項      |         |         |                                                           |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------------------------------------|---------|
|       | 補正額     | 事項名     | 補正前の額   | 補正額     | 説明及び事業名                                                   | 補正後の額   |
| 畜産振興費 | 543,349 | 酪農振興対策費 | 141,047 | 543,349 | 酪農公社を核とした酪農生産基盤の強化と生産性の向上を図るために要する経費【（一社）宮崎県酪農公社の解散に伴う補正】 | 684,396 |
|       |         |         |         |         | [新] 1 宮崎県酪農公社清算負担金                                        |         |
|       |         |         |         |         | [新] 2 宮崎の酪農生産基盤緊急支援事業                                     |         |
|       |         |         |         |         | 517,849                                                   |         |
|       |         |         |         |         | 25,500                                                    |         |

# (一社) 宮崎県酪農公社の解散について

(畜産振興課)

## 1 法人の概要

- (1) 名 称 一般社団法人宮崎県酪農公社
- (2) 代表者 理事長 平島 善範 (JAみやざき副組合長)
- (3) 所在地 都城市御池町無番地
- (4) 業務内容 乳用牛預託事業、生乳（酪農部門）及び肉用牛の生産、飼料生産等
- (5) 出資金

| 項目 \ 出資団体 | 県      | 都城市    | J A みやざき | 合計      |
|-----------|--------|--------|----------|---------|
| 出資金（千円）   | 80,000 | 25,170 | 55,410   | 160,580 |
| 出資割合（％）   | 49.8   | 15.7   | 34.5     | 100     |

## (6) 直近の経営状況

| 項目 \ 年度   | R 1      | R 2      | R 3      | R 4      | R 5      | R 6      |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 乳用牛預託（頭）  | 719      | 681      | 735      | 661      | 613      | 535      |
| 単年度収支（千円） | 8,137    | 2,963    | 1,515    | ▲29,739  | ▲35,719  | ▲58,186  |
| 累積欠損金（千円） | ▲293,479 | ▲290,516 | ▲289,001 | ▲318,740 | ▲354,459 | ▲412,645 |

## 2 解散の理由

- 全県的な酪農家戸数・乳用牛頭数の減少に加え、飼料や資材等の価格高騰による生産コストの増加など、畜産情勢の好転が見込めない状況が継続。
- 公社が事業を継続した場合、利用する酪農家のさらなる負担増や累積欠損金の増大が懸念。
- 酪農家の負担抑制及び本県酪農基盤の維持を図るとともに、県・都城市・J A みやざきの今後の財政負担抑制のため、公社の解散を決定。

### 3 設立以降の主な変遷

〈 畜 産 情 勢 等 〉

|    |     |                                           |                |
|----|-----|-------------------------------------------|----------------|
| 昭和 | 4 3 | (社) 霧島地域酪農開発公社発足                          |                |
|    | 5 7 | 経営改善に取り組み、以降、平成19年度まで累積欠損金を圧縮             |                |
| 平成 | 1 3 | J A 宮崎経済連と宮崎県酪連が合併、(社) 宮崎県畜産公社に改称         | H18～H19 生産調整   |
|    | 2 1 | 出資団体35会員中、32会員が脱会                         | H20 リーマンショック   |
|    | 2 2 | 県・都城市・J A 宮崎経済連の3出資団体で運営開始                | H22 口蹄疫新燃岳     |
|    | 2 4 | 宮崎県酪農公社運営改善チーム会議発足                        | H23～H24 飼料高騰   |
|    | 2 5 | (一社) 宮崎県酪農公社に改称、「第一次経営改善計画」を策定（以降、3年毎に改定） |                |
|    | 2 8 | 「第二次経営改善計画」を策定。令和3年度まで6期連続で単年度黒字を達成       |                |
| 令和 | 5   | 預託料金を925円/頭・日（過去最高額）に改定                   | R1～R5 新型コロナ    |
|    | 7   | 臨時総会で解散を決定                                | R4～飼料や資材等の価格高騰 |

### 4 これまでの対応状況と今後のスケジュール

- ・ 令和7年3月18日 酪農公社臨時総会（解散決定）
- ・ 令和7年3月24日～ 預託農家を4ブロックに分け、説明会を開催（随時、個別相談に対応中）
- ・ 令和7年4月～ 預託以外の部門を順次終了
- ・ 令和7年6月 補正予算の提案（公社清算負担金、農家支援に係る事業）
- ・ 令和7年9月30日 酪農公社解散
- ・ 令和7年10月1日～ 清算手続き開始

# 新 宮崎県酪農公社清算負担金

畜産振興課 517,849千円  
【財源：一般財源】

## 事業の目的

一般社団法人宮崎県酪農公社の解散に伴い、出資割合に応じた費用負担を行うことにより、円滑な清算に資する。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

- ① 借入金の返済等にかかる負担金 242,444千円  
借入金、リース債務の返済、国庫補助金の返還等に要する経費について、出資割合に応じて負担
- ② 既存施設解体、国有林の返還等にかかる負担金 275,405千円  
既存施設の解体、国有林の返還にかかる植林等に要する経費について、出資割合に応じて負担

(単位：千円)

### (2) 事業の仕組み

①、②県  公社

| 事業内容  | 費目                    | 負債等       | 負担額          |                |                   |
|-------|-----------------------|-----------|--------------|----------------|-------------------|
|       |                       |           | 県<br>(49.8%) | 都城市<br>(15.7%) | JAみやざき<br>(34.5%) |
| (1)－① | 借入金の返済等にかかる負担金        | 486,835   | 242,444      | 76,433         | 167,958           |
| (1)－② | 既存施設解体、国有林の返還等にかかる負担金 | 553,021   | 275,405      | 86,824         | 190,792           |
| 計     |                       | 1,039,856 | 517,849      | 163,257        | 358,750           |

(表) 酪農公社解散に伴う出資団体の負担金の内訳

## 事業の期間

令和7年度

## 【別紙】



# 宮崎県酪農公社清算負担金

## ○ 酪農公社解散に伴う負担金等

(単位：千円)

| 事業内容  | 費目                  | 負債等       |
|-------|---------------------|-----------|
| (1)ー① | 借入金                 | 413,420   |
|       | リース債務               | 44,312    |
|       | 国庫補助事業（財産処分）        | 22,373    |
|       | 起債償還額（H13～15畜産公共事業） | 6,730     |
|       | 小計                  | 486,835   |
| (1)ー② | 既存施設解体費用            | 237,160   |
|       | 国有林原状回復費用（60ha）     | 315,861   |
|       | 小計                  | 553,021   |
| 合計    |                     | 1,039,856 |

うち、県貸付金120,000千円  
(清算時に県に返済)

## ○ 酪農公社の解散にかかるスケジュール

|         | 令和6年度         |                | 令和7年度 |    |    |    |    |                |               |     |      |
|---------|---------------|----------------|-------|----|----|----|----|----------------|---------------|-----|------|
|         | 2月            | 3月             | 4月    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月             | 10月           | 11月 | 12月～ |
| 宮崎県酪農公社 | 理事会付議<br>2/18 | 臨時総会決議<br>3/18 |       |    |    |    |    | 解散期日<br>(9/30) | 解散登記          |     |      |
|         |               |                |       |    |    |    |    | 清算人<br>登記      | 解散決算<br>臨時総会  |     |      |
|         |               | 職員説明<br>3/21   |       |    |    |    |    | 公社職員<br>退職     | 債権者保護手続<br>※1 |     |      |
|         |               | 酪農協議会<br>3/24  |       |    |    |    |    |                | 清算手続<br>※2    |     |      |
|         |               |                |       |    |    |    |    |                |               |     |      |

※1 法令の定めにより、最低でも2ヶ月を要する。

※2 債権回収・資産の現金化・債務弁済を行いながら、施設撤去・補助金返還・国有地返還への対応を行っていく。



## 新 宮崎の酪農生産基盤緊急支援事業

### 事業の目的

畜産振興課 25,500千円

【財源：一般財源】

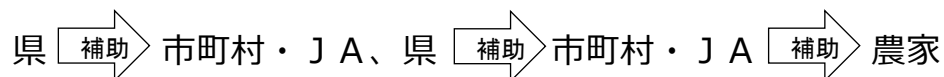
一般社団法人宮崎県酪農公社の解散等に伴う預託農家への影響を緩和するため、乳用牛の飼養環境を構築するための畜舎等の整備・改修を支援することで、本県酪農生産基盤の維持を図る。

### 事業の概要

#### (1) 事業内容

- 乳用牛の飼養環境構築等への支援 25,500千円（補助率：1／3以内）
  - ・ JA、市町村等が運営する分業化施設における育成牛舎等の整備や補改修にかかる費用の一部を支援
  - ・ 預託農家が乳用牛の育成に必要とする施設等の整備や補改修にかかる費用の一部を支援

#### (2) 事業の仕組み



#### (3) 成果指標

県内の生乳生産量：生産乳量の維持（令和5年：75,649t）

### 事業の期間

令和7年度

【別紙】

## ⑧ 宮崎の酪農生産基盤緊急支援事業



酪農公社の解散（令和7年9月30日）

- ・ 預託・育成部門 → 全酪連事業へ移行
- ・ 生乳生産部門 → 廃止
- ・ 肉用牛部門 → 廃止

全酪連事業に  
移行できない牛

牛舎に  
余裕がない

B L（牛伝染性リンパ腫）  
等の病気対策が不安

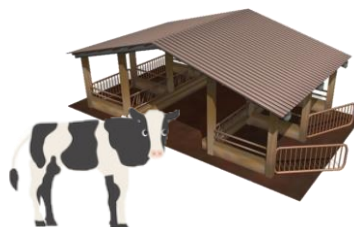


乳用牛の飼養環境構築を支援

○JA、市町村等の  
分業化施設の整備・補改修



○預託農家における  
育成牛舎等の整備・補改修



育成牛舎



スタンション、  
カーフハッチ等

公社解散にともなう影響の緩和・本県酪農生産基盤の維持

# 宮崎県酪農公社の解散に伴う預託農家への支援

## 乳用育成牛の 預託経費への 支援

### ○みやざきの酪農経営持続化支援事業（乳用後継牛飼養管理分業化推進） （R6～8年度） 【10,950千円】

- ・酪農経営における育成部門の外部化に係る経費の一部を助成  
（補助率：定額、50円/日・頭以内）

### ○みやざきの分業型畜産支援事業（乳用後継牛の預託支援） （R6年度） 【17,566千円】

- ・乳用育成牛預託事業の預託料の値上げ相当額の一部を支援  
（補助率：定額、87.5円/日・頭以内）

2月  
補正

### （助成対象）

- ・酪農公社預託事業の利用（R7年9月まで）
- ・全酪連預託事業の利用
- ・分業化施設（市町村、JAのセンター等）の利用
- ・県内酪農家への預託

対象の  
拡大

## 乳用育成牛の 飼養環境構築 への支援

### ○宮崎の酪農生産基盤緊急支援事業（R7年度） 【25,500千円】

- ・乳用育成牛の飼養環境構築に必要な施設等の整備・改修に必要な経費の一部を支援  
（補助率：1/3以内）

#### （助成対象）

- ・市町村、JA等が運営する分業化施設における育成牛舎等の整備や補改修
- ・預託農家における育成牛舎の整備や補改修

6月  
補正

## 県内酪農家への支援

## 生産性向上・ 経営体質強化

### ○酪農経営体質強化緊急支援事業（R6年度） 【40,572千円】

- ・経営体質強化に取り組む酪農家に対し、生産乳量の増加に応じて生産費の一部を支援  
（補助率：定額、50円/kg以内）

2月  
補正

### ○みやざきの酪農経営持続化支援事業（酪農生産性向上対策） （R6～8年度） 【2,518千円】

- ・給与設計に係る自給粗飼料の成分分析、牛群検定組合の組織活動等の取組を支援（補助率：1/3以内）

## 経営支援

### ○畜産飼料高騰対策緊急支援事業（R6年度）

- ・畜産セーフティネット対策緊急強化事業 【382,600千円】  
配合飼料価格安定制度の生産者積立金の一部助成  
（補助率：上限200円/t）
- ・国産粗飼料緊急確保事業 【28,430千円】  
国産粗飼料の購入費の一部を支援（補助率：上限3,500円/

2月  
補正

### ○畜産リノベ資金（旧畜産特別資金）

- ・毎年の返済金額の不足分を限度額として  
長期・低利で借換を行い、経営改善を支援

### ○酪肉支援資金

- ・酪農・肉用牛経営における3年分の償還額を限度額として、長期・低利で借換を行い、経営改善を支援

6月  
補正

## 消費拡大・ 理解醸成

### ○みやざきの酪農経営持続化支援事業（みやざきの牛乳消費 拡大推進）（R6～8年度） 【692千円】

- ・酪農への理解醸成・消費拡大のため、県牛乳普及協会が行う食育活動等を支援（補助率：1/3以内）

### ○みやざきの酪農経営持続化支援事業（第16回全日本ホル スタイン共進会出品対策）（R6～8年度） 【4,118千円】

- ・第16回全日本ホルスタイン共進会に向けた出品対策を支援  
（補助率：1/3以内）

## Ⅱ 特別議案

### 【議案第3号】 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

担い手農地対策課

#### 1 改正の理由

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の改正に伴い、所定の改正を行うもの。

#### 2 改正の内容

別紙のとおり、別表第1「1 1 農業大学校授業料及び農業大学校宿泊室等使用料」備考欄「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項」を「第4条第1項又は第6条第1項の規定」へ、別表第2「2 9 5 の2 県立農業大学校入学科」の備考欄「第8条第1項」を「第4条第1項の規定」へ改正する。

#### 3 施行期日

条例の公布日から施行する。

<別紙>

条例別表第 1 (第 2 条関係) (抜粋)

| 使用料                                               | 区分  | 単位  | 金額 | 納期                                                                                                                              | 備 考                                                                                                                                            |     |
|---------------------------------------------------|-----|-----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                                                   |     |     |    |                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                            | 改正後 |
| [略]                                               |     |     |    |                                                                                                                                 |                                                                                                                                                |     |
| 11 農業大<br>学校授業<br>料及び農<br>業大<br>学校<br>宿泊室等<br>使用料 | 授業料 | [略] |    | 第 6 条ただし書に規定する使用料は、次に掲げる場合の使用料とする。<br><br>1・2 [略]<br><br>3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 8 条第 1 項による知事の認定を受けた場合<br><br>4 [略] | 第 6 条ただし書に規定する使用料は、次に掲げる場合の使用料とする。<br><br>1・2 [略]<br><br>3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による知事の認定を受けた場合<br><br>4 [略] |     |
| [略]                                               |     |     |    |                                                                                                                                 |                                                                                                                                                |     |

条例別表第 2（第 3 条関係）（抜粋）

| 手数料                         | 区分  | 単位 | 金額 | 納期                                                                | 備 考                                                                  |     |
|-----------------------------|-----|----|----|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----|
|                             |     |    |    |                                                                   | 改正前                                                                  | 改正後 |
| [略]                         |     |    |    |                                                                   |                                                                      |     |
| 295の2<br>県立農業<br>大学校入<br>学料 | [略] |    |    | 第 6 条ただし書に規定する手数料は、大学等における修学の支援に関する法律第 8 条第 1 項による知事の認定を受けた場合とする。 | 第 6 条ただし書に規定する手数料は、大学等における修学の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定による知事の認定を受けた場合とする。 |     |
| [略]                         |     |    |    |                                                                   |                                                                      |     |

## 【議案第3号】 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

漁業管理課

### 1 改正の理由

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の廃止に伴い、当該条例に係る手数料に関する項目を削除するもの。

### 2 改正の内容

以下の手数料に関する項目を削除する。

- (1)うなぎ稚魚取扱者登録申請手数料
- (2)うなぎ稚魚取扱者更新登録手数料
- (3)うなぎ稚魚取扱従事者証作成承認申請手数料
- (4)うなぎ稚魚取扱者登録証再交付申請手数料
- (5)うなぎ稚魚取扱者変更登録申請手数料

### 3 施行期日

令和7年12月1日（うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の廃止日と同日）

## 【議案第10号】 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例

漁業管理課

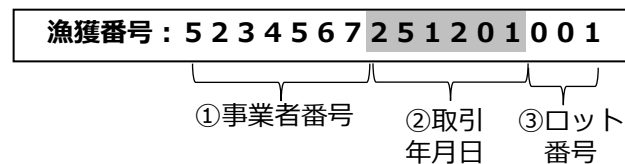
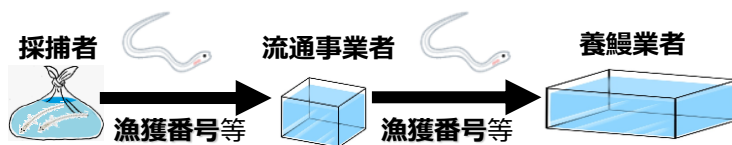
### 1 廃止の理由

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律がうなぎ稚魚に適用されることに伴い、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止するもの。

### 2 条例廃止後のうなぎ稚魚の取扱い

法律に基づき、うなぎ稚魚の採捕者や流通事業者、国又は県への届出や、取引記録の作成・保存、漁獲番号等の情報伝達が義務化される。

#### 《漁獲番号等の伝達イメージ》



### 3 施行期日

令和7年12月1日



## 4 法適用後の本県の取組

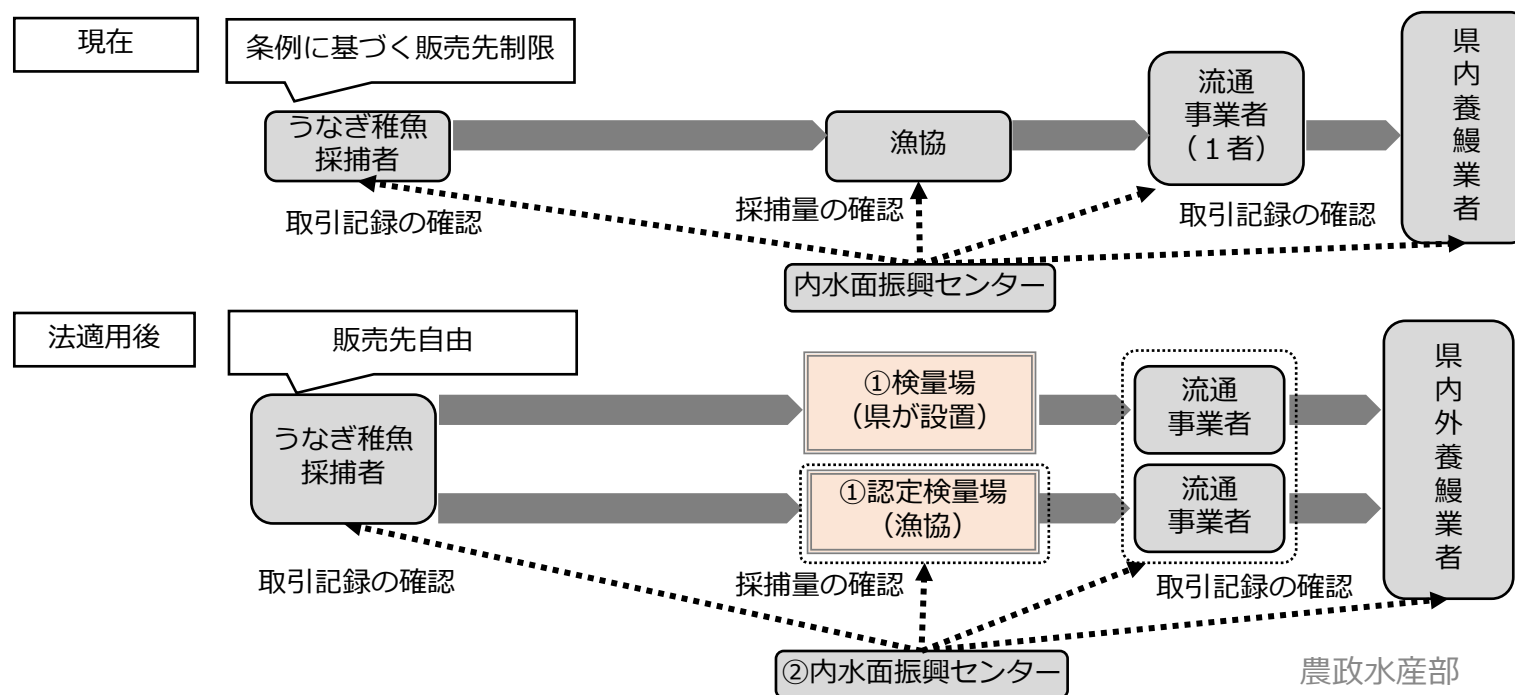
現在は条例で販売先を制限し、流通を監視することで、うなぎ稚魚の採捕・流通の秩序維持を図ってきたが、法制度下では販売先が自由となる。そのため、うなぎ稚魚採捕者（以下、「採捕者」という。）に対して知事が行う漁業許可において、密漁品混入等を防止するため県独自の対応を実施

### ポイント① 検量場の設置

採捕者に対して、県検量場もしくは漁協の認定検量場への販売前のうなぎ稚魚の持ち込みを漁業許可において義務化し、採捕量を正確かつ迅速に把握

### ポイント② 採捕量と取引記録の確認

内水面振興センターによる認定検量場における採捕量の現物確認と、採捕者、流通事業者及び養鰻業者に対する取引記録の確認を実施



### Ⅲ 報告事項

## 令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款      | 項   | 事業名                   | 翌年度<br>繰越額  |
|--------|-----|-----------------------|-------------|
| 農林水産業費 | 農業費 | 農産物等輸出拡大施設整備事業        | 487,474,000 |
| 農林水産業費 | 農業費 | 活動火山周辺地域防災営農対策事業      | 11,700,000  |
| 農林水産業費 | 農業費 | 鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり事業 | 5,418,542   |
| 農林水産業費 | 農業費 | 宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業    | 117,171,000 |
| 農林水産業費 | 農業費 | 農業支援サービス立ち上げ支援事業      | 75,000,000  |
| 農林水産業費 | 農業費 | 施設園芸物価高騰緊急対策事業        | 103,990,000 |
| 農林水産業費 | 農業費 | 水田農業物価高騰緊急対策事業        | 85,400,000  |
| 農林水産業費 | 農業費 | 茶園更新推進事業              | 22,400,000  |
| 農林水産業費 | 農業費 | 露地園芸物価高騰緊急対策事業        | 93,876,000  |

## 令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款      | 項    | 事業名                  | 翌年度<br>繰越額  |
|--------|------|----------------------|-------------|
| 農林水産業費 | 畜産業費 | 未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業 | 907,801,000 |
| 農林水産業費 | 畜産業費 | みやざきの分業型畜産支援事業       | 47,566,000  |
| 農林水産業費 | 畜産業費 | 畜産競争力強化整備事業          | 532,203,000 |
| 農林水産業費 | 畜産業費 | 酪農経営体質強化緊急支援事業       | 40,572,000  |
| 農林水産業費 | 畜産業費 | 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業   | 159,715,000 |
| 農林水産業費 | 畜産業費 | 県産牛肉需要拡大加速化事業        | 48,225,000  |
| 農林水産業費 | 畜産業費 | 畜産飼料高騰対策緊急支援事業       | 411,030,000 |
| 農林水産業費 | 畜産業費 | 畜産基盤再編総合整備事業         | 224,964,000 |

# 令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款      | 項               | 事業名                      | 翌年度<br>繰越額    |
|--------|-----------------|--------------------------|---------------|
| 農林水産業費 | 農業費             | 公共農村総合整備対策事業             | 808,176,000   |
| 農林水産業費 | 農地費             | 地籍調査事業                   | 497,731,978   |
| 農林水産業費 | 農地費             | 農業水利施設電気料金高騰対策・省エネルギー化事業 | 27,900,000    |
| 農林水産業費 | 農地費             | 県単土地改良事業                 | 51,360,850    |
| 農林水産業費 | 農地費             | 公共土地改良事業                 | 4,149,753,000 |
| 農林水産業費 | 農地費             | 公共農道整備事業                 | 35,342,000    |
| 農林水産業費 | 農地費             | 公共農地防災事業                 | 1,422,814,000 |
| 土木費    | 河川海岸費           | 公共農地海岸保全事業               | 10,250,000    |
| 災害復旧費  | 農林水産施設<br>災害復旧費 | 耕地災害復旧事業                 | 722,120,000   |

## 令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款      | 項    | 事業名                    | 翌年度<br>繰越額    |
|--------|------|------------------------|---------------|
| 農林水産業費 | 農業費  | みやざき農業経営継承支援事業         | 360,000,000   |
| 農林水産業費 | 農業費  | 農業経営体育成支援事業            | 3,312,000     |
| 農林水産業費 | 農地費  | 盛土防災総合推進事業             | 28,483,494    |
| 農林水産業費 | 水産業費 | 赤潮モニタリング体制強化事業         | 20,000,000    |
| 農林水産業費 | 水産業費 | 漁業経営セーフティーネット対策緊急支援事業  | 253,161,000   |
| 農林水産業費 | 水産業費 | 水産物生産流通緊急支援事業          | 21,931,000    |
| 農林水産業費 | 水産業費 | 新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業 | 21,518,000    |
| 農林水産業費 | 水産業費 | 「海業」振興緊急支援事業           | 3,100,000     |
| 農林水産業費 | 水産業費 | 水産試験場施設整備事業            | 1,059,858,000 |

# 令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款            | 項               | 事業名           | 翌年度<br>繰越額     |
|--------------|-----------------|---------------|----------------|
| 農林水産業費       | 水産業費            | 資源管理イオベーション事業 | 432,000        |
| 農林水産業費       | 水産業費            | 水産業強化支援事業     | 38,375,000     |
| 農林水産業費       | 水産業費            | 水産基盤（漁場）整備事業  | 259,142,000    |
| 農林水産業費       | 水産業費            | 水産施設改良事業      | 1,959,000      |
| 農林水産業費       | 水産業費            | 県単漁港維持管理事業    | 30,443,000     |
| 農林水産業費       | 水産業費            | 県単漁港調査事業      | 10,288,000     |
| 農林水産業費       | 水産業費            | 水産基盤（漁港）整備事業  | 781,240,000    |
| 農林水産業費       | 水産業費            | 県単漁港建設事業      | 9,307,000      |
| 土木費          | 河川海岸費           | 公共海岸保全漁港事業    | 185,650,000    |
| 災害復旧費        | 農林水産施設<br>災害復旧費 | 漁港災害復旧事業      | 148,913,000    |
| 農政水産部 計 45事業 |                 |               | 14,337,065,864 |

# 令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

| 款           | 項               | 事業名          | 翌年度<br>繰越額    | 説明                                                 |
|-------------|-----------------|--------------|---------------|----------------------------------------------------|
| 農林水産業費      | 畜産業費            | 畜産競争力強化整備事業  | 129,193,000   | 資材の納期の遅れにより工期が不足し、事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。        |
| 農林水産業費      | 農業費             | 公共農村総合整備対策事業 | 150,964,000   | 入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるもの。                 |
| 農林水産業費      | 農地費             | 地籍調査事業       | 81,171,550    | 日向灘沖の地震に伴い測量座標補正に日時を要したこと等により、事業主体において事業が繰越しとなるもの。 |
| 農林水産業費      | 農地費             | 公共土地改良事業     | 381,062,000   | 入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるもの。                 |
| 農林水産業費      | 農地費             | 公共農地防災事業     | 163,339,487   | 入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるもの。                 |
| 災害復旧費       | 農林水産施設<br>災害復旧費 | 耕地災害復旧事業     | 50,048,000    | 災害の発生により作業員の確保が困難となり、工期が不足し、事業主体において事業が繰越しとなるもの。   |
| 農林水産業費      | 水産業費            | 水産基盤（漁港）整備事業 | 75,020,000    | 使用可能なスバット台船の調達に不測の日数を要したことによるもの。                   |
| 農政水産部 計 7事業 |                 |              | 1,030,798,037 |                                                    |

## 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の策定について

### 1 策定の考え方・位置付け

#### (1) 考え方

- ・「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」の後期計画として見直し
- ・国の「食料・農業・農村基本法」の改正及び同法に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等を踏まえ検討
- ・農家及び地域の意向を十分に反映

#### (2) 位置付け

- ・県の「宮崎県総合計画2023」における部門別計画として位置付け
- ・国の「食料・農業・農村基本法」に基づく本県の具体的な計画として位置付け
- ・農業者をはじめ、市町村、関係団体等の共通指針として活用されることを期待

### 2 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

### 3 策定方法

宮崎県農政審議会に諮問するとともに、農業者、市町村、関係団体等との意見交換などを行う。また、策定作業の進捗に応じて県議会に報告するとともに、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（H20.3.26条例第19号）」に基づき、計画の策定について、県議会の議決を経る。

### 4 スケジュール（予定）

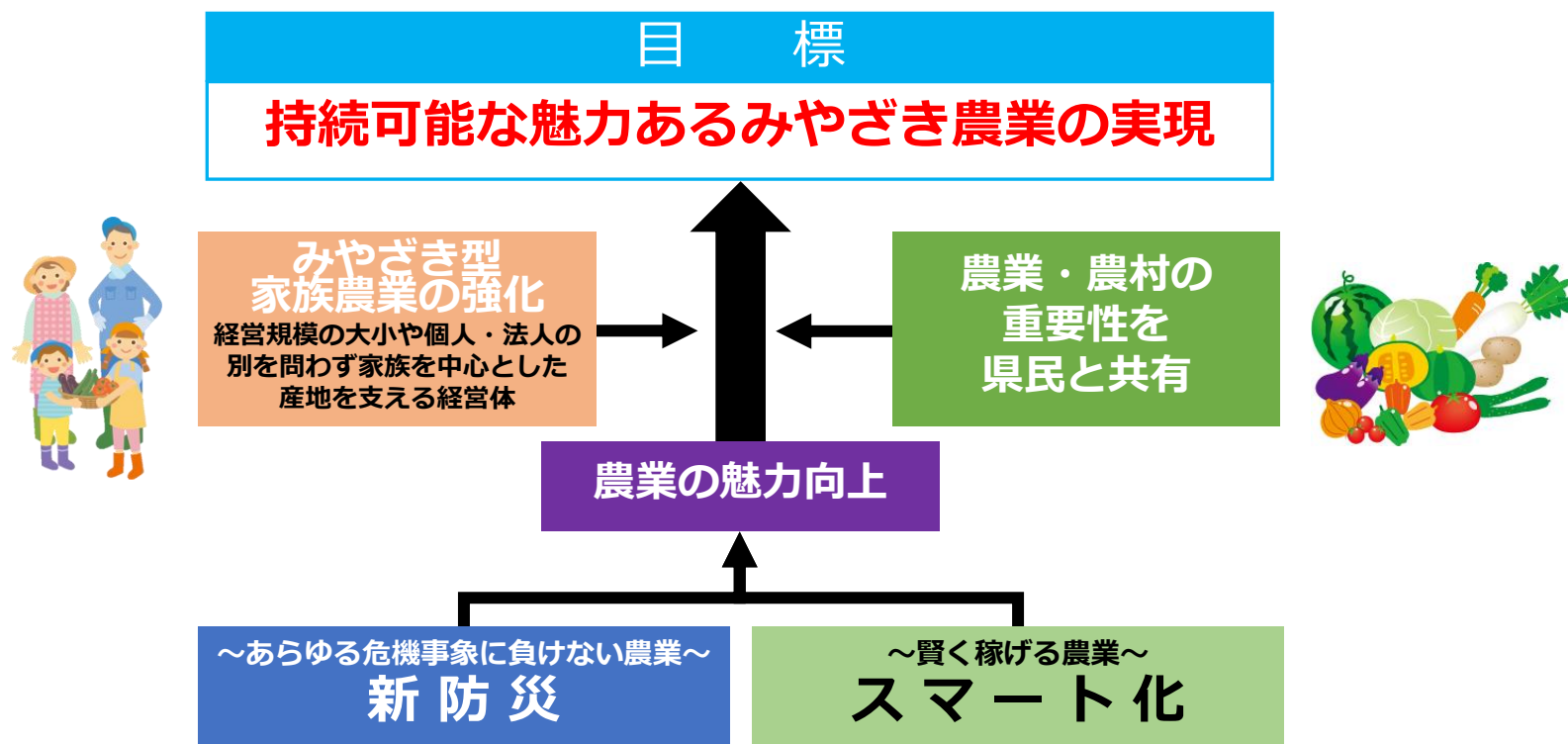
|        |                     |
|--------|---------------------|
| 令和7年5月 | 農政審議会               |
| 6月     | 常任委員会報告（全体構成等）      |
| 7～8月   | 農業者、市町村、関係団体等との意見交換 |
| 11月    | 農政審議会               |
| 12月    | 常任委員会報告（素案）         |
| 令和8年2月 | 農政審議会               |
| 2月     | 2月定例県議会（議案提案）       |
| 3月     | 常任委員会審議（原案）         |



## 5 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（R3～R12）の目標

### 長期ビジョン（10年後を見据えた長期戦略）

私たちは、あらゆる危機事象に柔軟に対応できる農業構造への変革をすすめ、様々な情報を積極的に取り込んだ賢く稼げる農業を共創することで、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指します。



## 6 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（R3～R12）の目指す将来像

### 視点1 “農の魅力を産み出す”人材の育成と支援体制の構築

- 様々な就農ルート確保や魅力ある農業者の姿の発信により、多様な人材の確保が進んでいます。
- 発展ステージに応じた研修などを通じ、誰もがあこがれる農業人材が育成されています。
- 労働力の調整、技術・農地等の承継など地域農業の維持・発展に必要な調整体制を構築しています。

### 視点2 “農の魅力を届ける”みやざきアグリフードチェーンの実現

- スマート農業等の技術や効率的な生産環境等の構築により、持続的なスマート生産基盤が拡大します。
- 周年出荷、産地加工機能の強化、生産情報の見える化により、ニーズに適応した産地が増加します。
- 選果場等の集約やICTの活用により、モノと情報がつながる物流の効率化が実現します。
- 高度な鮮度保持システムなど新技術の導入により、新たな物流の仕組みが構築されます。
- 周年出荷や出荷予測による計画・大口ロット販売に加え、新たなブランディングで、選ばれる産地になります。
- 輸出先国のニーズに対応した産地づくりや輸出拠点の活用などの体制を整備し、稼げる輸出が実現します。

### 視点3 “農の魅力を支える”力強い農業・農村の実現

- 多様な人材の活躍や、他産業との組み合わせで所得と雇用が確保され、魅力あふれる農山村になります。
- 農山村の魅力を維持・発揮しながら情報を発信し、移住者や関係人口が創出されています。
- エネルギーや飼料生産での耕畜連携による資源循環型農業の推進や、強靱な生産基盤、農業セーフティネット、家畜・植物防疫等により、あらゆるリスクに備えた持続的で安全・安心な農業・農村になります。

## 7 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の全体構成

### 第1編 長期ビジョン

第1章 みやざき農業の現状

第2章 社会情勢の変化と時代の潮流

第5章 計画の目標と目指す将来像

1 計画の目標（令和12年）

持続可能な魅力あるみやざき農業の実現

2 目指す将来像（令和12年を見据えた長期戦略）

（1）“農の魅力を産み出す”  
人材の育成と支援体制の構築

（2）“農の魅力を届ける”  
みやざきアグリフードチェーンの実現

（3）“農の魅力を支える”  
力強い農業・農村の実現

第6章 農業構造展望と農業生産の目標

### 第2編 重点プロジェクト（仮称）

① 多様な担い手や人材の確保・育成

② 生産性の高い農業の展開

③ 持続性の高い農業の推進

### 第3編 基本計画（令和8年～令和12年の具体的な施策）

第1章 施策の体系

第2章 施策の具体的な展開方向

（1）次代を担うみやざき  
アグリプレイヤーの確保・育成

（2）産地サポート機能を有する  
新たな体制の構築

（1）スマート生産基盤の確立による  
産地革新

（2）産地とマーケットをつなぐ  
流通構造の変革

（3）産地と流通の変革を生かした  
販売力の強化

（1）次世代に引き継ぐ  
魅力あふれる農山村づくり

（2）持続的で安全・安心な  
農業・農村づくり

第3章 品目・畜種別の具体的な展開方向

第4章 地域別の具体的な展開方向

中部地域、南那珂地域、北諸県地域、西諸県地域、児湯地域、東臼杵地域、西臼杵地域

### 第4編 計画実現に向けた推進体制

第1章 役割分担

第2章 計画の推進体制

農業者、消費者、農業団体、他産業関係者、大学及び試験研究機関等、市町村、県

農政水産部

## 8 後期計画（R8～R12）における重点プロジェクト（仮称）

### (1) 考え方

- 本プロジェクトは、後期計画において、重点的かつ横断的に取り組むべき施策をまとめるもの
- 本プロジェクトは、以下のような視点を踏まえる
  - ① 本県農業を取り巻く情勢の変化
    - ・ 農業者の減少・高齢化
    - ・ 世界的なエネルギー価格の上昇や、化学肥料や飼料といった資材の高騰
    - ・ いわゆる2024年問題を契機とした物流問題
    - ・ 県域JAの誕生 など
  - ② 国の動向
    - ・ 「食料・農業・農村基本法」の改正（令和6年6月）
    - ・ 改正基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」の策定（令和7年4月）
    - ・ 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化 など
- 本プロジェクトは、食料安全保障の観点から、本県が将来にわたって食料供給基地としての役割を果たすため、「人材の確保・育成」や、「生産性」と「持続性」の両立に向けた施策を重点的に展開

### (2) 構 成

次の3つの柱で整理し展開します。

① 多様な担い手や人材の確保・育成

② 生産性の高い農業の展開

③ 持続性の高い農業の推進

### **(3) 検討の視点**

#### **① 多様な担い手や人材の確保・育成**

- ・ 地域に応じた品目の担い手の確保・育成
- ・ 経営・マネジメント力を備えた農業経営者の育成
- ・ 外国人材や短期就労人材等の確保・育成の強化
- ・ 青年・女性・高齢農業者など多様な農業者が活躍できる環境づくり
- ・ 中山間地域の振興のための中間支援組織などの育成
- ・ 指導員（JA指導員を含む）や研究員の育成

#### **② 生産性の高い農業の展開**

- ・ 地域計画に基づいた農地の集約・大区画化
- ・ 地域特性に応じたスマート農業技術の導入
- ・ 分業生産体制の構築による生産力の維持
- ・ 輸出向け産地の育成
- ・ 気候変動に対応できる高温耐性などの新品種開発や、家畜の改良
- ・ 県産農畜産物の価値向上

#### **③ 持続性の高い農業の推進**

- ・ 化学肥料や化学農薬の使用量の低減、有機農業の推進
- ・ 重油使用量の低減など脱炭素化の推進
- ・ 家畜排せつ物などの地域資源の活用・循環
- ・ 県内集出荷拠点の整理・集約、効率的な輸送体制の構築
- ・ 中山間地域の農村振興
- ・ 農業・農村に対する県民の理解醸成

## 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の策定について

### 1 策定の考え方・位置付け

#### (1) 考え方

- ・「第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」の後期計画として見直し
- ・国の「水産基本計画」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律」の改正等を踏まえ検討
- ・漁業者及び地域の意向を十分に反映

#### (2) 位置付け

- ・県の「宮崎県総合計画2023」における部門別計画として位置付け
- ・漁業者をはじめ、市町村、関係団体等の共通指針として活用されることを期待

### 2 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

### 3 策定方法

県水産業・漁村振興協議会において意見を聴取するとともに、漁業者、市町村、関係団体等との意見交換などを行う。また、策定作業の進捗に応じて県議会に報告するとともに、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（H20.3.26条例第19号）」に基づき、計画の策定について、県議会の議決を経る。

### 4 スケジュール（予定）

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 令和7年5月 | 県水産業・漁村振興協議会        |
| 6月     | 常任委員会報告（全体構成等）      |
| 7～8月   | 市町村、漁業団体、漁業者等との意見交換 |
| 11月    | 県水産業・漁村振興協議会        |
| 12月    | 常任委員会報告（素案）         |
| 令和8年2月 | 県水産業・漁村振興協議会        |
| 2月     | 2月定例県議会（議案提案）       |
| 3月     | 常任委員会審議（原案）         |

## 5 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（R3～R12）の基本目標

イオ

基本目標

ひなた魚バージョンで新たな波に乗り成長する水産業

### I 生産環境の技術革新と多様化

生産環境の技術革新による漁業・  
養殖業の生産力の更なる向上と多  
様な人材の確保・育成体制の構築

### II 経営体の高収益化と流通改革

構造改革による経営体の高収益化  
と輸出の促進等による水産バ  
リューチェーンの価値の最大化

4つのひなたイオバージョンで  
みやざき水産業の成長産業化を目指す

### III 水産資源の持続可能な利用管理

水産政策の改革に伴う資源管理の  
高度化への対応と県独自の資源管  
理システム（みやざきモデル）の  
更なる高度化

### IV 生産・流通基盤の強化

漁港の防災・減災対策の強化と  
漁協系統組織の機能・基盤強化、  
水産物の輸出促進を支える生産・  
流通基盤の強化

## 6 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（R3～R12）のめざす将来像

### めざす将来像

持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村

人口減少社会に対応した  
生産環境の創出

成長をつかむ高収益化と  
流通改革

新たな生産環境の創出や  
流通改革、構造改革等により  
法人・個人経営体の収益性が  
向上しています

経営体の成長

多様な人材

成長のサイクル

競争力の高い法人経営体により  
漁村経済が活性化され、  
多様な個人経営体により  
豊かな食文化が提供されています

漁村の活性化

多様な人材確保により漁業の  
担い手や労働力が十分に確保され、  
経営体・就業者の減少が  
抑制されています

持続的利用

適正な管理

成長の基盤

水産資源の最適な利用管理と  
環境保全への対応

海面・内水面ともに  
水産資源の持続的な利用が  
高いレベルで実現されるような  
資源水準となっています

成長を支える  
資源と基盤

成長産業化を支える  
漁村の基盤強化

機能強化した漁協が漁業経営体を  
支え、強靱な漁港が水産物の生産・  
流通を支えており、成長を維持する  
ための基盤が充実しています



## 7 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の全体構成

### 第1編 長期ビジョン

#### 第1章 計画策定の背景

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 第1節 本県水産業・漁村を取り巻く社会情勢 | 第2節 本県漁業の生産状況       |
| 第3節 本県漁業生産の構造         | 第4節 本県水産業の成長産業化への動き |
| 第5節 本県水産業・漁村の現状（まとめ）  |                     |

#### 第2章 基本目標とめざす将来像（令和12年）

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| 1 基本目標   | ひなた魚(イオ)ベーションで新たな波に乗り成長する水産業 |
| 2 めざす将来像 | 持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村   |
| 3 主要指標   |                              |

#### 基本となる4つの重点施策をアップデートし“ひなたイオベーション2.0”へ

① 人口減少社会に対応した生産環境の拡大

② 成長をつかむ高収益化

③ 気候変動に対応した持続可能な水産業の実現

④ 力強くにぎわいのある漁村づくり

### 第2編 基本計画（令和8年～令和12年の具体的な施策）

#### 1 施策の体系

#### 2 施策の具体的な展開方向

（1）技術革新と漁場利用の最適化による生産力拡大

（1）漁業・養殖業の経営力強化

（1）水産資源の利用管理の最適化

（1）災害リスクに備えた漁村づくり

（2）多様な人材確保と定着の促進

（2）水産バリューチェーンの最適化

（2）水産資源とブルーカーボンを育む漁場保全の推進

（2）力強い漁協を核とした漁村の活性化

#### 3 地域別・漁業種類別の具体的な展開方向

### 第3編 計画実現に向けた推進体制

- |        |           |
|--------|-----------|
| 1 役割分担 | 2 計画の推進体制 |
|--------|-----------|

## 8 後期計画（R8～R12）における重点施策

国の「水産基本計画」及び「漁港及び漁場の整備等に関する法律」の改正などの背景等を踏まえつつ、継続する人口減少、コスト高、気候変動・生態系変化、災害リスクや漁協系統組織の規模縮小などの、  
本県水産業を取り巻く新たな情勢変化の波に乗り、  
本県水産業の成長産業化を実現するため、基本となる4つの重点施策を改定します

### ① 人口減少社会に対応した生産環境の拡大

- 【検討の視点】
- ・ 陸上養殖などの新技術導入による生産力強化の環境整備
  - ・ 水産試験場と県立高等水産研修所の統合による研修機能の強化
  - ・ 働きやすく魅力ある労働環境の整備

### ② 成長をつかむ高収益化

- 【検討の視点】
- ・ 高性能漁船の導入や複合経営化等による経営体質の強化
  - ・ 制度資金や漁業共済等の活用による経営の安定化
  - ・ 生産者、加工業者等の連携等による輸出拡大
  - ・ 加工技術開発や新たな商品開発に係る支援体制の機能強化

### ③ 気候変動に対応した持続可能な水産業の実現

- 【検討の視点】
- ・ 水産流通適正化法適用に伴う新たな管理体制によるウナギ稚魚流通の透明化
  - ・ 核藻場の造成や施肥、植食性魚類対策等による藻場の維持拡大
  - ・ 内水面の生態系保全

### ④ 力強くにぎわいのある漁村づくり

- 【検討の視点】
- ・ 漁港の防災・保全対策
  - ・ 合併による一体的な漁協系統組織づくりと合併後における運営基盤の安定強化支援
  - ・ 漁港施設の有効活用等による海業

## 次期指定管理候補者の選定について

担い手農地対策課

### 1 現在の管理運営状況について

#### (1) 施設の概要

##### ○施設の名称

県立農業大学校農業総合研修センター（以下「研修センター」という。）及び宮崎県農業科学公園（以下「公園」という。）

##### ○設置目的

##### 【研修センター】

農業経営者、地域農業者の指導者等に対して農業に関する知識及び技術についての研修並びに県民の農業に対する理解を深め、意識を啓発するための研修を実施することを目的とする。

##### 【公園】

県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資することを目的とする。

##### ○指定管理者 学校法人宮崎総合学院

##### ○指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

## (2)施設利用状況

(単位：人)

| 指 標          | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|--------------|---------|---------|---------|
| 研修実績（延べ人数）   | 11,644  | 12,244  | 12,602  |
| 研修宿泊者数（延べ人数） | 927     | 1,351   | 1,833   |
| 農業科学公園入園者数   | 119,766 | 145,224 | 158,185 |
| 農業科学館入館者数    | 18,560  | 19,574  | 20,957  |

## (3)施設収支状況

(単位：千円)

| 内 容       | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------|--------|--------|--------|
| 収 入(a)    | 95,394 | 91,869 | 96,040 |
| 指定管理料     | 69,487 | 69,487 | 69,487 |
| 利用料金      | 736    | 905    | 920    |
| 生産物売払収入   | 25,129 | 21,297 | 24,966 |
| その他収入     | 42     | 180    | 667    |
| 支 出(b)    | 95,307 | 91,829 | 96,384 |
| 人件費       | 51,717 | 52,692 | 52,195 |
| その他       | 43,590 | 39,137 | 44,189 |
| 収支差額(a-b) | 87     | 40     | -344   |

## (4)利便性やサービス向上、利用者増の取組

- ハロウィン・カボチャ祭（自主企画イベント）の開催による農業への理解促進、公園の認知度向上
- 農業者向けリカレント研修のオンライン受講体制の整備
- プレスリリース、ホームページ、SNS等の多様な広報媒体による情報発信
- 研修センター研修室及び宿泊室の土日祝日利用への柔軟な対応

## (5)評価

指定管理通算10年目であり、安定的な運営が行われ、農業の普及啓発や新規就農者の育成、イベントの開催を精力的に行っている。また、施設の利用促進や安全管理などに適切に取り組んでいる。

一方、施設や農業用機械の老朽化が進んでいることから、引き続き日常のメンテナンスなどの安全対策を重点的に行うとともに、農業科学館の展示内容の見直しなど、来場者増加に向けた検討等を行う必要がある。

## 2 次期の募集方針について

### (1)業務の範囲

- 研修センターの利用に関する業務
- 研修センターにおける研修の実施に関する業務
- 研修センターの維持及び保全に関する業務
- 公園の利用に関する業務
- 公園の維持及び保全に関する業務
- その他管理運営に必要な業務

## (2)指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

## (3)基準価格

### ①指定管理料

年額76,211千円（指定期間総額381,055千円）

### ②生産物売払収入等

年額23,535千円

## (4)募集概要

①期 間 令和7年7月7日～9月8日（約2か月）

②説明会 令和7年7月25日

③広 報 県公報、県ホームページ等

## (5)選 定

### ①審査の流れ

| 審査区分              | 構 成                        | 内 容                                                            |
|-------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 書類審査              | 県（施設所管課）                   | 申請書類に基づいて資格審査を実施                                               |
| 指定管理候補者選定委員会による審査 | 外部委員のみで構成                  | 書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施                |
| 指定管理候補者選定会議による確認  | 県（施設所管部局<br>及び指定管理者制度所管部局） | 選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認 |

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

### ②指定管理候補者選定委員会委員

|     |                                |                                                                             |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 委員長 | 新田 裕章                          | 中小企業診断士（(株)インターグロー代表取締役）                                                    |
| 委 員 | 児玉 昭人<br>佐師 香恋<br>永友 薫<br>西 和盛 | 宮崎県農業協同組合農業戦略部長<br>川南町農業者（宮崎県農政審議会審議員）<br>高鍋町農業委員<br>国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部副学部長 |

### ③指定管理候補者選定会議委員

|     |                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------|
| 議 長 | 農政水産部長                                                        |
| 副議長 | 農政水産部次長（総括）                                                   |
| 委 員 | 農政水産部次長（技術担当）<br>農村振興局長<br>農政企画課長<br>担い手農地対策課長<br>人事課行政改革推進室長 |

## (6)選定基準

- ①住民の平等な利用が確保されること
- ②事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ③事業計画書の内容が、施設の認知度向上や農業、自然の豊かさを体験できるものであること
- ④事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること
- ⑤事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること
- ⑥施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献等が図られること



### 3 スケジュール

|                 |                                          |
|-----------------|------------------------------------------|
| 令和7年6月5日        | 第1回指定管理候補者選定委員会<br>(前期の実績検証、次期の募集方針等の検討) |
| 7月7日～9月8日       | 募集期間                                     |
| 9月中旬            | 指定管理候補者選定 書類審査                           |
| 9月下旬            | 第2回指定管理候補者選定委員会による審査                     |
| 10月上旬           | 指定管理候補者選定会議による確認                         |
| 10月中旬           | 指定管理候補者の選定                               |
| 11月定例県議会<br>議決後 | 指定管理者指定議案等の提出<br>指定管理者の指定                |
| 令和8年1～3月        | 基本協定の締結・業務の引継                            |
| 令和8年4月1日        | 新指定管理者による業務開始                            |